

天海訴訟を支援する会

ニュース 2021/3/10 No. 30(改)

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
幕張グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621
<http://amagai65.iinaa.net/>

会費・カンパ等 振込先
〒振替 00260-0-87731
「天海訴訟を支援する会」
通信欄に「会費」「カンパ」等一言を



裁判5年、いよいよ判決 支援する会は勝訴を確信

天海訴訟は提訴以来満5年、23回の裁判を経て昨年12月15日の口頭弁論で結審となりました。判決は5月18日に言い渡されます。(当初3/30でしたが裁判所の都合で延期されました)

これまでに多数の方から、裁判の傍聴、寄付金、学習会、事務局作業など物心両面からの大きなご支援をいただけてきました。ありがとうございました。

支援する会は原告勝利を確信していますが、いずれにしても上級審での争いとなる可能性が大です。引き続きご支援をお願いいたします。

判決の日の行動は、時間も場所もこれまでとは異なります。報告集会の会場は未定です。

◎被告千葉市に対し「控訴するな」の要請行動(Fax)を準備しています。その際にご協力をお願い致します。

◎現在コロナ対応策で傍聴者数が制限されています。抽選があり、希望者全員が傍聴できない可能性がありますのであらかじめご了承ください。

弁護士 向後剛 弁護士
「訴訟のポイント」(P2)
日本障害者センター 山崎光弘氏
「訴訟の争点」(P3)



<判決日が延期され>

2021年 **5月18日(火)** 13:10 開廷

となりました

11:30～ 県庁前スクランブル橋で屋外集会(予定)

<傍聴券配布・抽選>

13:10～ 判決 千葉地方裁判所

14:30～ 報告集会(場所未定)

16:00～ 記者会見

「応能負担によりサービスを受けられる」という 障害者の権利を侵害し、憲法違反

天海訴訟 裁判のポイント 弁護団 向後 剛

千葉市の言い分

【障害者総合支援法（以下、「法」と略す。）7条には「介護保険により、（障害福祉の）自立支援給付に相当するものを受けられるときは、自立支援給付は支給しない。」と介護保険優先原則が定められている。65歳に達した障がい者が要介護認定申請をしない場合は、「（介護保険では不足するため）自立支援給付として支給されるべきサービスの量」を算定できないので、自立支援給付申請を却下することになる。】

に対し、裁判所が、以下の点で、どのような判断を下すかが注目される。

1 介護保険のサービスは、自立支援給付に「相当するもの」といえるのか？

仮に「相当するもの」といえないのであれば、申請却下処分は違法となる。

2 自立支援給付については低所得者に利用者自己負担分は発生しない。介護保険では低所得者でも利用者自己負担分が発生する。



障害福祉は受益者応能負担、介護保険は受益者応益負担になっているからであ

る。かつて障害者自立支援法は障害福祉に受益者応益負担を導入した。これに対し、違憲確認訴訟が提起され、結果、国との間で「障害福祉は受益者応能負担によること」が合意された（障がい者運動の大きな成果）。これらをふまえ、65歳に達した低所得の障がい者を強制的に介護保険に移行させるような制度は、「応能負担によりサービスを受けられる」障がい者の**権利を侵害し、違憲**となるのではないかと問われる。

3 本件のようなケースで、大多数の自治体は、自立支援給付の支給決定をした上で、介護保険の申請勧奨を続けている。生存のために必要な給付を一切途絶させる本件処分は、人道に反し、行政権の裁量権の逸脱・濫用として、許されないのではないかと問われる。

4 介護保険は申請日以降について給付を受けられるにとどまる（介護保険法 27条8項）。そうすると、要介護認定申請をしていない段階では、介護保険による給付を「受けられるとき」（法7条）とはいえないのではないかと問われる。すなわち、その段階では、法7条による併給調整の余地はないのではないかと問われる。したがって、本件処分は、**法的根拠を欠く違法な処分**になるのではないかと問われる。

5 介護保険が優先されるとしても、それで満たされない部分（上乘せ部分）については、自立支援給付を支給しなければならない。そうだとすれば、処分行政庁は、不足分を算定して自立支援給付を支給するのが筋であり、上乘せ部分の「算定不能」を理由に自立支援給付を不支給とすることはできないのではないか？それができるとする法的根拠はないのではないか？



天海訴訟の争点 介護保険不申請を理由に 障害者福祉を打ち切ってよいのか

日本障害者センター 山崎光弘氏 (障全協新聞から一部転載)

天海訴訟の主な争点は、①介護保険サービスの訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護は相当するか、②要介護認定への不申請を理由に障害福祉サービスを打ち切っていいのかという点にあります。

★介護保険サービスの訪問介護と障害福祉サービスの居宅介護は相当するか

介護保険制度と障害総合制度は、基本理念、制度設計の前提となっている障害種別、および財源が異なります。裁判では、天海さんが実際に利用しているサービス、訪問介護と居宅介護に具体的な違いはあるのかが争点となっています。訪問介護と居宅介護は、身体介護と家事援助（生活援助）からなります。身体介護は、ほとんど違いはありません。生活援助（介護）の場合、制度上、制約のない家事援助（障害）とは異なります。

浅田訴訟では、提供される具体的なサービス内容が変わらないとしても、利用料負担の違いがあるため、介護保険と障害福祉サービスは必ずしも相当しないという判決が出されました。千葉地裁でも同様の判決が出されるかが、大きなポイントの一つとなっています。

★要介護認定への不申請を理由に障害福祉サービスを打ち切ってよいのか

天海訴訟の最大の争点は、障害福祉サービスの打ち切りの可否にあります。千葉市は、法的論拠は障害者総合支援法7条の「できるとき」規定であり、天海さんには何度も要介護申請を求めたが、拒否されたことから障害福祉サービスを打ち切ったという、回答を繰り返すのみに終わりました。

障害者総合支援法7条は相当する給付の二重給付を回避するための規定であることを踏まえれば、
(次頁に続く)

(前頁から)

実際に二重給付は生じていない、または要介護認定の申請済みで、将来的に介護保険給付が支給される見込みもない状態で、障害福祉サービスを打ち切るとするのは、論理的飛躍も甚だしいといっても過言ではありません。

厚生労働省が通知や事務連絡で示しているのは、要介護申請をしない障害者への介護保険優先に係る周知徹底と勧奨にとどまっていることを踏まえれば、障害福祉サービスの打ち切りは、市の権限の逸脱と言わざるを得ません。

★天海訴訟の意義

現在、介護保険を中心に、重度者への重点化を名目とした、社会保障費の支出抑制のための中軽度者切り捨てが進んでいます。天海訴訟に敗訴すれば、重度障害者に対する障害福祉サービスの打ち切りは認めないが、中軽度障害者への打ち切りは認められるとする判例となり、社会保障改悪の司法的後押しになりかねません。しかし、この訴訟に勝利すれば、障害等の程度に関わらず必要な支援を打ち切ってはならないという判例になります。

社会保障の真の拡充に向けた運動にとっても、非常に大きな意義を持っています。

ご一報ください

傍聴者数の制限や判決後の報告集会会場確保のため、ご一報いただくとありがたいです。

傍聴は抽選になる可能性があります。報告集会の会場は未定です。

ハガキ・ファックスまたはメールで、お名前と「傍聴希望」「報告集会参加」などと記載して送ってください。



・ハガキは1ページ
する会事務局あてに、
・ファックスは
043-308-6621
・メールは
shochiren@bf.wakwak.com
にお願いします。

FAX 要請行動

勝訴の場合は被告千葉市に対し「控訴するな」「判決に従え」の取り組みも必要になります。その際は、あらためて皆さんにお知らせしますので、ご協力をお願いいたします。